人間環境大学学費等納付金規程

（目的）

第１条　この規程は、人間環境大学学則（以下「学則」という）第 56 条から第 61 条、および人間環境大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第 51 条から第 56 条の規定に基づき、人間環境大学（以下「本学」という）に在籍する学部学生、および大学院学生等（本学を志願する者、入学を予定する者を含む）が納付すべき入学金、授業料、教育充実費、施設設備費その他の納付金（以下「学費等納付金」という）について、金額、納付方法、その他必要な事項を定める。

（学費等納付金）

第２条　学費等納付金とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)学費：入学金、授業料、教育充実費、施設設備費、資格課程費（教職課程費、保健師課程費）、実習費（助産学実習費、追実習料）、在籍料、復籍料、再入学料、科目等履修生、研究生、および聴講生受講料等

(2)受験料等：追試験受験料、再試験受験料

(3)入学検定料

(4)証明書等発行手数料

(5) 延滞料

(6) 実験・実習費

(7)その他の納付金：学生保険料、学生後援会入会金、および年会費、同窓会入会金、および同窓会費、健康診断受診料、学生証作成料、LMS(Learning Management System)登録料、生成 AI 登録料、非常食購入費、その他

２　前項第 1 号に関する納付金額については、別表 1 に定める。

３　第 1 項第 2 号に関する納付金額については、別表 2-1 に定める。

４　第 1 項第 3 号に関する納付金額については、別表 2-2 に定める。

５　第 1 項第 4 号に関する納付金額については、別表 2-3 に定める。

６　第 1 項第 5 号に関する納付金額については、別表 2-4 に定める。

７　第 1 項第 6 号および第 7 号に関する納付金額については、別に定める。

（納付義務）

第３条　学生およびその保証人は、別表に定める学費等納付金を本学の定める期日までに納付しなければならない。ただし、その期日が金融機関の休業日に該当するときは、休業日の翌営業日を納付期日とする。

２　新入学者･編入学者･再入学者は、入学手続時に別表に定める当該年度の学費等納付金を納付しなければならない。

（学費等納付金の返還）

第４条　既に納付した学費等納付金は、返還しない。ただし、入学手続きに係る取扱いについては、この限りではない。

（学費等納付金の納付方法および納付期日）

第５条　第 2 条に定める学費等納付金は、該当年度の学費等納付金を前期、および後期の 2 回に分けて、次の期日までに大学が指定する方法により納付しなければならない。

前期分　　4 月 20 日

後期分　　9 月 15 日

２　新入学生（編･転入学生を含む）の入学時における学費等納付金は、別に定める期日までに大学が指定する方法により納付しなければならない。

３　第 1 項の規定にかかわらず、資格課程費および、実習費の納付方法、時期等については、別に定める。

（長期履修者に係る学費等納付金の納付方法の特例）

第６条　大学院学則第 5 条第 2 項に定める規定により、長期の履修を認められた者（以下「長期履修者」という）にあっては、長期履修期間に限り、別表 1 に定める入学金を除く学費の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする）をもって 1 年間に納付する額とし、第 5 条第 1 項に定める期日までに、指定する方法で納付しなければならない。

（学費等納付金の延納）

第７条　第 5 条第 1 項の期日までに学費等納付金の納付ができない者は、次の期日までに延納願いを提出し、許可を得なければならない。

前期分延納願い　　4 月 15 日

後期分延納願い　　9 月 10 日

２　延納を許可された者は、次の期日までに納付しなければならない。

前期分　　6 月 30 日

後期分　　11 月 30 日

３　第 1 項の規定による延納を許可された者が、やむを得ない理由により前項に規定する期日までに学費等納付金の納付ができないときは、所定の期日までに再延納願いを提出し、許可を得なければならない。再延納を許可された者は、次の期日までに納付しなければならない。

前期分　　7 月 10 日

後期分　　12 月 25 日

4　国の高等教育の修学支援新制度の対象となった者は、前 3 項の規定にかかわらず、大学が指定する期日まで納付を猶予する。

（学費等納付金の分納）

第８条　第 5 条第 1 項による学費等納付金の納付ができない者は、次の期日までに分納願いを提出し、許可を得なければならない。

前期分分納願い　　4 月 15 日

後期分分納願い　　9 月 10 日

2　分納は、原則として 4 回の分割により、当該学期内に完納するものとする。

3　分納の各回の納付期日は、次のとおりとし、各回の期日までに、前期または、後期分の学費等納付金の 4 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を納めるものとする。

前期分分納期日

第 1 回　4 月 20 日まで

第 2 回　5 月 31 日まで

第 3 回　6 月 30 日まで

第 4 回　7 月 10 日まで

後期分分納期日

第 1 回　9 月 30 日まで

第 2 回　10 月 31 日まで

第 3 回　11 月 30 日まで

第 4 回　12 月 25 日まで

4　各回の納付期日を超えて納付が確認できない場合、当該分納許可を取り消し、延滞料を徴収することができる。

（学費等納付金を滞納した者）

第９条　第 5 条、第 7 条および第 8 条に定める期日までに学費等納付金を納付しなかった者は、次の期日までに、別表 2-4 に定める延滞料、および滞納学費を納付しなければならない。

（納付期日）

前期分　　7 月 20 日

後期分　　翌年 1 月 20 日

2　国の高等教育の修学支援新制度の対象となった者は、前項の規定にかかわらず、大学が指定する期日まで納付を猶予し、延滞料についてはこれを徴収しない。

（学費等納付金の滞納および除籍）

第 10 条　学生が第 5 条、第 7 条および第 8 条に定める期日までに学費等納付金を納付しなかった場合は、督促を行うものとする。なお、前期は 7 月 10 日まで、後期は 12 月 25 日までを最終納付期限とする。

2　本学は、督促を受けても納付がない者に対して、延滞料および、滞納学費等納付金の納付を求めるものとし、その期限を前期は 7 月 20 日、後期は翌年 1 月 20 日とする。なお、所定の期日（前期は 9 月 15 日、後期は 2 月末日）までに納付が確認できないときは、学則第 26 条第 1 項または、大学院学則第 26 条第 1 項に基づき除籍とする。

3　延滞料の納付のみでは、当該学期分の学費納付義務を履行したものとはみなさない。

4　第 5 条に定める期日までに学費等納付金を納付しない者は、当該学期の授業、試験、および成績認定を受ける資格を失う。ただし、分納または、延納の許可を受けた者については、この限りではない。

5　除籍となった者の在籍期間は、学費等納付金が完納された学期の末日までとする。

（復籍者の学費等納付金）

第 11 条　復籍を許可された者は、許可された日から 3 月 31 日までに別表 1 に定める復籍料を納付しなければならない。

2　復籍を許可された者は、復籍する年度の所定の学費等納付金を納付しなければならない。

（再入学者の学費等納付金）

第 12 条　再入学を許可された者は、許可された日から 3 月 31 日までに別表 1 に定める再入学料を納付しなければならない。

2　再入学を許可された者は、再入学する年度の所定の学費等納付金を納付しなければならない。

（休学中の学費等納付金）

第 13 条　休学期間は、学費等納付金を免除する。ただし、別表 1 に定められた在籍料を納付しなければならない。

2　指定された期間内に在籍料を納付しない者は、休学許可を取り消す。

（復学した者の学費等納付金）

第 14 条　休学期間を経て復学を許可された者は、復学した月から当該学期の末日までの学

費等納付金を復学した月に納付しなければならない。

2　前項により納付する学費等納付金は、当該学期における授業料、教育充実費、および施設設備費の按分額とする。

3　復学の月が学期の初月である場合は、当該学期の全額を納付するものとする。

（外国留学者の学費等納付金）

第 15 条　学則第 23 条第 3 項に定める通り、留学期間は、休学の取扱いをしないものとする。従って、第 13 条の規定は、留学期間中には適用しない。

（編･転入学者の学費等納付金）

第 16 条　編･転入学を許可された者の学費等納付金は、入学を許可された年次の学生のそれと同額とする。

2　編･転入学を許可された者の入学金は、入学を許可された年度の額とする。

（証明書等発行手数料）

第 17 条　本学の在学生、卒業生、修了生、退学者、または除籍者（本学において研究生、科目等履修生、特別聴講学生、聴講学生として在学していた者を含む）が、所定の手続により証明書の発行を申請した場合には、別表 2-3 に定める証明書発行手数料を納付しなければならない。

（学生証再交付手数料）

第 18 条　本学の在学生が学生証を紛失、または毀損した場合には、所定の手続により学生証の再交付を申請しなければならない。この場合、別表 2-3 に定める学生証再交付手数料を納付しなければならない。

（実験・実習費）

第 19 条　第 2 条第 1 項第 6 号に定める実験・実習費を必要とする授業科目を履修する者は、所定の費用を所定の期日までに納付しなければならない。

2　実験・実習費は、授業科目の受講にあたり必要となる教材費、材料費等の相当額とし、各年度、授業科目別に定め、通知する。

（その他の納付金）

第 20 条　学生は、在学にあたり、第 2 条第 1 項第 7 号に定める預り金･委託徴収金を大学が指定する方法により納付しなければならない。

2　預り金は、大学が管理し、必要に応じて指定用途に使用する。委託徴収金については、関係団体の指示に基づき適切に管理する。

（規程の主管部署）

第 21 条　この規程は、財務経理部が主管する。

（規程の改廃）

第 22 条　この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が決定する。

（補足）

第 23 条　この規程に定めるものの他、学費等納付金の徴収に関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則　この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
附則　この規程（改正）は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
附則　この規程（別表 2 改正）は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
附則　この規程（別表 3 改正）は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
附則　この規程（別表 3 改正）は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附則　この規程（別表 1 改正）は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附則　この規程（別表 5 新設）は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
附則　この規程（別表 3 改正）は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
附則　この規程（改正）は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
附則　この規程（改正）は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
附則　この規程（改正）は、平成 27 年 6 月 22 日から施行する。
附則　この規程（改正）は、平成 28 年 8 月 31 日から施行する。
附則　この規程（改正）は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年度までの入学生のうち学部 4 年を超えて在学する者(休学中の在籍期間を除く)の学費は、なお従前のとおりとする。
附則　この規程（改正）は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。
附則　この規程（改正）は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
附則　この規程（改正）は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
附則　この規程（別表 1 の改正）は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
附則　この規程（別表 1～4 の改正）は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
附則　この規程（改正）は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
附則　この規程（改正）は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
附則　この規程（別表 1 の改正）は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

人間環境大学学費等納付金規程　別表

別表１

Ⅰ．学部学費

【心理学部心理学科　令和７年度までの入学生に適用】

【心理学部犯罪心理学科　令和７年度までの入学生に適用】　　単位：円

学費種別	１年次		２年次		３年次		４年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	200,000	―	―	―	―	―	―	―
授業料	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
教育充実費	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000
上記合計	765,000	565,000	565,000	565,000	565,000	565,000	565,000	565,000

【心理学部心理学科　令和８年度入学生より適用】

【心理学部犯罪心理学科　令和８年度入学生より適用】　　単位：円

学費種別	１年次		２年次		３年次		４年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	200,000	―	―	―	―	―	―	―
授業料	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
教育充実費	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000
上記合計	790,000	590,000	590,000	590,000	590,000	590,000	590,000	590,000

【環境科学部フィールド生態学科　令和７年度までの入学生に適用】

【環境科学部環境データサイエンス学科　令和７年度までの入学生に適用】　　単位：円

学費種別	１年次		２年次		３年次		４年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	200,000	―	―	―	―	―	―	―
授業料	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
教育充実費	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000
上記合計	765,000	565,000	565,000	565,000	565,000	565,000	565,000	565,000

【環境科学部フィールド生態学科　令和８年度入学生より適用】

【環境科学部環境データサイエンス学科　令和８年度入学生より適用】

【環境科学部人間・動物行動科学科　令和９年度入学生より適用】　　単位：円

学費種別	１年次		２年次		３年次		４年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	200,000	―	―	―	―	―	―	―
授業料	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
教育充実費	265,000	265,000	265,000	265,000	265,000	265,000	265,000	265,000
上記合計	815,000	615,000	615,000	615,000	615,000	615,000	615,000	615,000

【人間環境学部心理学科　平成 29 年度入学生より適用】　　単位：円

学費種別	1年次		2年次		3年次		4年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	200,000	―	―	―	―	―	―	―
授業料	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
教育充実費	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000
上記合計	740,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000

【人間環境学部環境科学科　平成 29 年度入学生より適用】　　単位：円

学費種別	1年次		2年次		3年次		4年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	200,000	―	―	―	―	―	―	―
授業料	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
教育充実費	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000
上記合計	765,000	565,000	565,000	565,000	565,000	565,000	565,000	565,000

【看護学部看護学科　令和 7 年度までの入学生に適用】　　単位：円

学費種別	1年次		2年次		3年次		4年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	200,000	―	―	―	―	―	―	―
授業料	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000
教育充実費	147,500	147,500	147,500	147,500	147,500	147,500	147,500	147,500
施設設備費	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000
上記合計	997,500	797,500	797,500	797,500	797,500	797,500	797,500	797,500

【看護学部看護学科　令和 8 年度入学生より適用】　　単位：円

学費種別	1年次		2年次		3年次		4年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	200,000	―	―	―	―	―	―	―
授業料	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000
教育充実費	147,500	147,500	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000
施設設備費	175,000	175,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
上記合計	997,500	797,500	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000

【看護学部看護学科　令和９年度入学生より適用】　　単位：円

学費種別	１年次		２年次		３年次		４年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	200,000	―	―	―	―	―	―	―
授業料	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000
教育充実費	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000	175,000
施設設備費	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
上記合計	1,050,000	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000

【総合心理学部総合心理学科　令和８年度までの入学生に適用】

【総合心理学部総合犯罪心理学科　令和８年度までの入学生に適用】　　単位：円

学費種別	１年次		２年次		３年次		４年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	200,000	―	―	―	―	―	―	―
授業料	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
教育充実費	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000
上記合計	740,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000	540,000

【総合心理学部総合心理学科　令和９年度入学生より適用】

【総合心理学部総合犯罪心理学科　令和９年度入学生より適用】　　単位：円

学費種別	１年次		２年次		３年次		４年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	200,000	―	―	―	―	―	―	―
授業料	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
教育充実費	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000
上記合計	765,000	565,000	565,000	565,000	565,000	565,000	565,000	565,000

【総合環境学部フィールド自然学科　令和７年度入学生より適用】

【総合環境学部環境情報学科　令和７年度入学生より適用】　　単位：円

学費種別	１年次		２年次		３年次		４年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	200,000	―	―	―	―	―	―	―
授業料	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
教育充実費	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000
上記合計	765,000	565,000	565,000	565,000	565,000	565,000	565,000	565,000

【松山看護学部看護学科　平成 29 年度入学生より適用】　　単位：円

学費種別	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	250,000	―	―	―	―	―	―	―
授業料	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000
教育充実費	147,500	147,500	147,500	147,500	147,500	147,500	147,500	147,500
施設設備費	127,500	127,500	127,500	127,500	127,500	127,500	127,500	127,500
上記合計	1,000,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000

Ⅱ．大学院博士前期（修士）課程学費

【人間環境学研究科　修士課程　平成 28 年度入学生より適用】

【総合心理学研究科　修士課程　令和 8 年度入学生より適用】　　単位：円

学費種別	1 年次		2 年次	
	入学時	後期	前期	後期
入学金	200,000	―	―	―
授業料	300,000	300,000	300,000	300,000
教育充実費	100,000	100,000	100,000	100,000
上記合計	600,000	400,000	400,000	400,000

注 1）本学卒業生は入学金を免除する。
注 2）2 年を超えて在籍する者の学費は、2 年次の学費を適用する。
注 3）長期履修者については、第 6 条の規定を適用する。

【看護学研究科　博士前期課程　平成 27 年度入学生より適用】　　単位：円

学費種別	1 年次		2 年次	
	入学時	後期	前期	後期
入学金	200,000	―	―	―
授業料	475,000	475,000	475,000	475,000
上記合計	675,000	475,000	475,000	475,000

注 1）本学卒業生は入学金を免除する。
注 2）2 年を超えて在籍する者の学費は、2 年次の学費を適用する。
注 3）長期履修者については、第 6 条の規定を適用する。

【松山看護学研究科　博士前期課程　令和 5 年度入学生より適用】　　単位：円

学費種別	1 年次		2 年次	
	入学時	後期	前期	後期
入学金	200,000	―	―	―
授業料	475,000	475,000	475,000	475,000
上記合計	675,000	475,000	475,000	475,000

注 1）本学卒業生は入学金を免除する。
注 2）2 年を超えて在籍する者の学費は、2 年次の学費を適用する。
注 3）長期履修者については、第 6 条の規定を適用する。

Ⅲ．大学院博士後期課程学費

【看護学研究科博士後期課程　平成 27 年度入学生より適用】　　単位：円

学費種別	1 年次		2 年次		3 年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	200,000	―	―	―	―	―
授業料	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000
上記合計	675,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000

注 1）本学卒業生および修了生は入学金を免除する。
注 2）３年を超えて在籍する者の学費は、３年次の学費を適用する。
注 3）長期履修者については、第 6 条の規定を適用する。

【松山看護学研究科博士後期課程　令和 5 年度入学生より適用】　　単位：円

学費種別	1 年次		2 年次		3 年次	
	入学時	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	200,000	―	―	―	―	―
授業料	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000
上記合計	675,000	475,000	475,000	475,000	475,000	475,000

注 1）本学卒業生および修了生は入学金を免除する。
注 2）３年を超えて在籍する者の学費は、３年次の学費を適用する。
注 3）長期履修者については、第 6 条の規定を適用する。

Ⅳ．資格課程費(看護学部･松山看護学部および大学院看護学研究科)　　単位：円

種　　別	金　　額	備　　考
教職課程費	10,000	看護学部、大学院看護学研究科
保健師課程費	50,000	看護学部、松山看護学部

Ⅴ．実習費　　単位：円

種　　別	金　　額	備　　考
助産学実習費	200,000	大学院看護学研究科
追実習料	3,000	看護学部、松山看護学部、大学院看護学研究科

Ⅵ．在籍料、復籍料および再入学料（全学共通）　　単位：円

種　　別	金　　額	備　　考
在籍料	10,000(学期毎)	
復籍料	12,000	
再入学料	12,000	

Ⅶ．科目等履修生、研究生および聴講生受講料等（全学共通）

科目等履修生学費　　単位：円

種　　別	金　　額	備　　考
入学金A（1年間有効）	20,000	
入学金B（5年間有効）	50,000	
授業料（1単位につき）	15,000	

注1）入学金は、入学時にＡまたはＢを選択する。

注2）人間環境大学、岡崎学園国際短期大学、人間環境大学附属岡崎高等学校（前身の高等学校含む）、未来高等学校を卒業、修了した者および人間環境大学在学生の保証人は入学金を免除する。

研究生学費　　単位：円

種　　別	金　　額	備　　考
入学金	20,000	
研究料	120,000	
教育充実費	40,000	

注1）本学卒業生および修了生は入学金を免除する。

注2）人間環境大学附属岡崎高等学校（前身の高等学校含む）、未来高等学校を卒業、修了した者および人間環境大学在学生の保証人は入学金を免除する。

聴講生学費　　単位：円

種　　別	金　　額	備　　考
登録料	3,000	
受講料（1単位相当につき）	5,000	

注）人間環境大学、岡崎学園国際短期大学、人間環境大学附属岡崎高等学校（前身の高等学校含む）、未来高等学校を卒業、修了した者および人間環境大学在学生の保証人は登録料を免除する。

別表2-1（全学共通）　　単位：円

受験料等（第2条1項第2号関係）	
種　　別	金　　額
追試験受験料	1,000（1科目につき）
再試験受験料	2,000（1科目につき）

別表2-2（全学共通）　　単位：円

入学検定料（第2条1項第3号関係）		
入学検定料	学部	38,000
		大学入学共通テスト利用入試のみの出願の場合 20,000
	大学院	35,000

別表2-3（全学部共通）　　単位：円

証明書等発行手数料（第2条1項第4号関係）			
種　　別	金　　額	種　　別	金　　額
在学証明書	300	修了見込証明書	300
成績証明書	300	修了証明書	300
卒業見込証明書	300	在籍期間証明書	300
卒業証明書	300	資格取得見込証明書	300
健康診断証明書	500	学力に関する証明書	300
単位修得証明書	300	単位取得退学証明書	300
単位修得見込証明書	300	外国語による証明書	300
その他証明書	300	学生証再交付手数料（紛失・汚損）	2,800

注）これらの手数料等は経済情勢により変動することがある。

別表2-4（全学共通）　　単位：円

延滞料（第2条1項第5号関係）	
延滞料	1,000